

議案第79号

岡山市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少 及び岡山市町村総合事務組合同規約の変更について

地方自治法第286条第1項の規定により、令和7年3月31日をもって岡山市町村総合事務組合から和気北部衛生施設組合が脱退することを承認するとともに、岡山市町村総合事務組合同規約を次のとおり変更する。

岡山市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約

岡山市町村総合事務組合同規約（平成17年岡山県指令市第1号）の一部を次のように変更する。

別表第1中 「和気赤磐し尿処理施設一部事務組合
和気北部衛生施設組合」 を「和気・赤磐環境衛生

施設組合」に改める。

別表第2第3条第1号に関する事務の項、同表第3条第2号及び第3号に関する事務の項及び同表第3条第4号に関する事務の項中「和気赤磐し尿処理施設一部事務組合、和気北部衛生施設組合」を「和気・赤磐環境衛生施設組合」に改める。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

令和6年11月29日提出

総社市長 片岡 聡 一

提案理由

令和7年3月31日をもって和気北部衛生施設組合が解散することに伴い、当該組合が脱退することを承認するとともに、規約を変更する必要があるため、地方自治法第290条の規定により、市議会の議決を経ようとするものである。